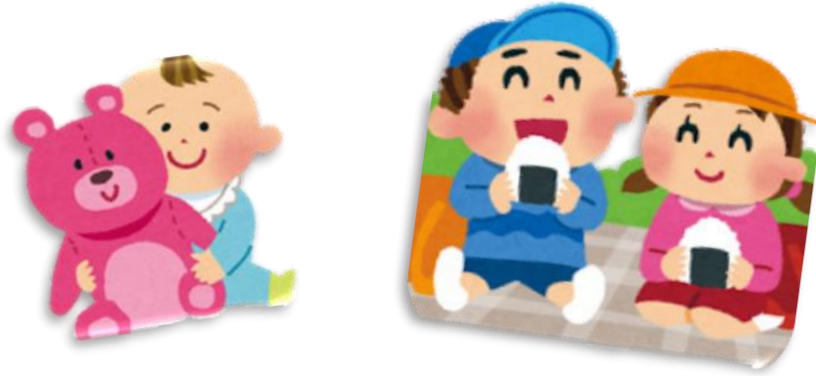


平成29年度 船橋市認証保育所 通園児補助金申請の手引き



事業の概要

保護者の経済的負担を軽減することを目的として、市内の認証保育所を利用している児童の保護者に補助金を交付します。

認証保育所とは

認証保育所は、保育士の配置基準や保育室の面積基準等、一定の基準を満たした認可外保育施設を、市が「認証保育所」として認証した保育施設です。

補助対象施設

船橋市内の「認証保育所」

※認可外保育施設をご利用の方は、様式が異なりますので、「認可外保育施設通園児補助金申請の手引き」をご覧ください。



【問い合わせ先】

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
船橋市 子育て支援部 保育認定課
047-436-2328

補助の要件

次の要件をすべて満たす方が対象となります。※ただし、児童本人が幼稚園に通園している場合を除く

	保護者※	通園児
1	施設に通園している時、船橋市に居住し、かつ住民登録がある。	
2	<p>以下の理由でお子さんを保育できない</p> <p>①就労（月64時間以上労働することを常態としている）</p> <p>※ただし、育児休暇明けの場合は復帰日より補助対象月が異なります</p> <p>a. 月の1～15日に復帰する方は前月の1日から</p> <p>b. 月の16～31日に復帰する方は当月の1日から</p> <p>②出産（出産月の前2か月（多胎妊娠の場合は出産月の前4か月）から、出産日から起算して57日目を迎える月の末日まで）</p> <p>③疾病、負傷、傷害</p> <p>④同居の親族を常時介護又は看護している</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動中（求職活動開始日から起算して90日目を迎える月の末日まで）</p> <p>⑦就学（学校教育法に規定する学校に通学、または職業訓練校での訓練）</p> <p>⑧育児休業（下のお子さんの育児に専念するため、上のお子さんを認証保育所に通園させている）</p>	<p>認証保育所と月64時間以上通園する契約を行っている</p> <p>例）月曜日から金曜日の週5日、午前9時から午後5時で通園する契約をしている場合（1日8時間×20日）、1月の通園時間は64時間以上となるため、補助の対象となります。</p>

※保護者とは、「同居している父、母」又は「内縁の夫、妻」等通園児を現に監護する方をいいます。

補助金額について

保護者が負担した保育料月額の下2分の1の額です。保育料月額には入学金やおやつ代も含まれます。ただし月額30,000円が上限となります。（100円未満は切り捨て）

申請について

必要書類をご用意し、下記のとおり提出してください。

<在園中の方>

…通われている認証保育所へご提出ください。

園で取りまとめのうえ、保育認定課へ提出されます。

<退園された方>

…直接保育認定課へご提出ください。

退園時に園から通園証明兼領収確認証明書が渡されますので、必要な申請書類と共に、申請期間中に保育認定課へ持参又は郵送により提出してください。

※申請書類等に不備があった場合は、一度申請書類を返却しますので揃えたうえで直接保育認定課に提出してください。

※提出書類の内容等に不正が認められた場合、補助金は交付できません。不正に補助金を得た場合は、補助金を返還していただくことになります。

※出張所、連絡所、船橋駅前総合窓口センター（フェイス）では申請できませんのでご注意ください。

申請期間・振込時期について（平成29年度）

下記の申請期間は、園を介さず直接保育認定課に申請を行う場合（申請期間前に退園された方）のものです。
在園中の方は、園が書類を取りまとめるため、申請期間が異なりますのでご注意ください。

	利用月	申請期間	振込予定月
第1期	4月～ 6月	7月3日～ 7月31日	8月下旬～ 9月下旬
第2期	7月～ 9月	10月2日～10月31日	11月下旬～12月下旬
第3期	10月～12月	1月4日～ 1月31日	2月下旬～ 3月下旬
第4期	1月～ 3月	3月22日～ <u>4月9日</u>	4月下旬～ 5月下旬

※申請は四半期に一度となります。期をまたがった申請の場合（例：6月と7月分の申請）は、それぞれ期を分けて申請書類をご提出ください。1期～3期分の申請について、何らかの理由により上記の申請期間を過ぎた場合でも年度内に限り交付申請が可能です。

※会計処理の関係上、第4期の申請締切り後に交付申請をされた場合には、補助金は交付されません。第4期の申請締切りは期間が短いので十分ご注意ください。

申請書類について

○ 毎回必要なもの

①認証保育所通園児補助金交付申請書（第1号様式）	児童の世帯員については、保護者及び兄弟姉妹のみ記入してください。 申請者は相手方登録申請者と同一としてください。（印鑑も同一）
②認証保育所通園児補助金請求書（第4号様式）	請求者は申請者と同一としてください。（印鑑も同一） 請求金額欄は記入しないでください。

○ 新規の申請時に必要なもの

⑤相手方登録申請書	補助金を振り込むために必要な書類です。 ※住所、氏名、印鑑に変更があった場合や振り込み金融機関、口座を変更した場合は、変更申請をしていただく必要があります。
-----------	---

○ 該当する場合のみ必要なもの

⑥委任状	申請者名と振り込み指定の口座名義人が異なる場合、年度の初回申請時に必要となります。
------	---

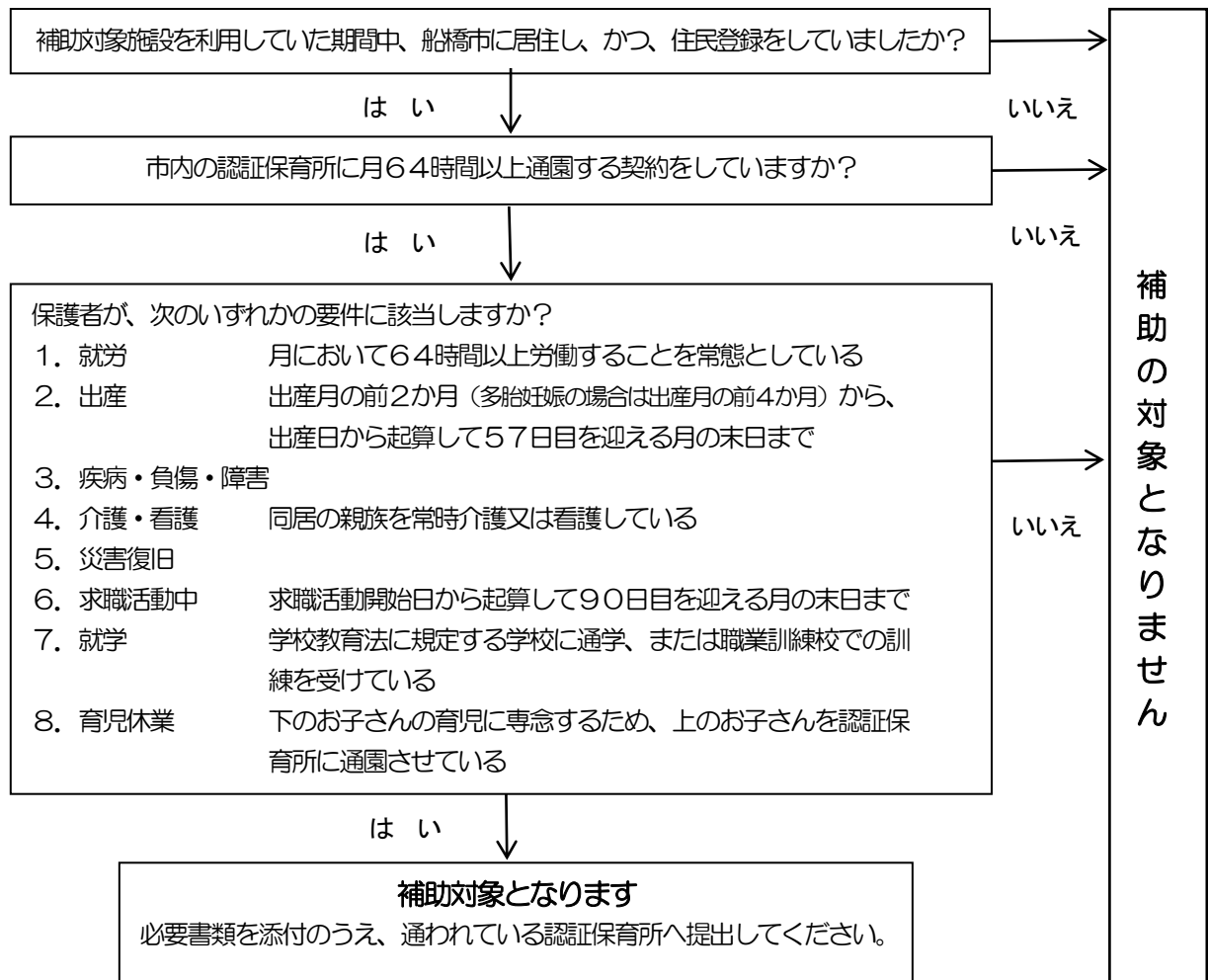
【記入上の注意】

- 消えるボールペンは使用しないでください。（黒のボールペンをご使用ください。）
- 内容を訂正する際、修正テープ等は使用しないでください。
- 訂正がある場合は、二重線で消し、その線に重なるように訂正印を押してください。訂正印は、申請書、請求書及びその他提出書類に使用した印鑑と同一のものをご使用ください。
- 金額の記入については訂正印も不可とします。
- 申請書、請求書及びその他提出書類には相手方登録申請書に使用した印鑑と同一のものをご使用ください。また、申請者及び請求者の住所・氏名についても相手方登録申請書で記入したものと同一の内容をご記入ください。

書類の配布場所

認証保育所および保育認定課（市役所3階）で配布しております。市ホームページからもダウンロードできます。

認証保育所通園児補助金のフローチャート





～こんな場合、どうしたらいいの？～

Q1 就労証明書の原本は、何期に必要ですか？

A1 最初の申請時と第3期申請時に原本が必要です。第1期には証明日が3月1日以降、第3期には証明日が10月1日以降のものを認証保育所へご提出ください。

※証明内容の確認が必要な場合、証明元にご連絡させていただく場合があります。

Q2 派遣職員として働いていますが、就労証明書は派遣先と派遣元どちらで書いてもらえばいいですか？

A2 原則的に派遣元で記入していただいでください。派遣元での証明が困難な場合は、派遣先で証明を頂いても構いません。交付申請書の勤務先名称は証明を受けた事業所名をご記入ください。

Q3 一度相手方登録申請書を提出すると、次回から提出の必要はありませんか？

A3 登録していただいた内容に変更がなければ結構です。ただし、引越しや離婚等により内容に変更がある場合は、再度提出が必要になります。また、申請書と請求書の住所・氏名・印鑑は、相手方登録申請者の住所・氏名・印鑑と同一である必要がありますのでご注意ください。

Q4 10月に入園し、補助対象の条件を満たしていますが、翌年1月に退園をした場合、その期間の補助金はもらえますか？

A4 補助の対象になります。認証保育所から申請書類をもらい、必要事項を記入の上、添付書類とあわせて保育認定課へ申請期限までに提出してください。

Q5 10～12月分の補助金を申請したいのですが、1月中に申請することができません。どうしたらいいですか？

A5 3期の申請期間（1月4日から1月31日）を過ぎても申請することが可能です。ただし、1～4期すべての申請について、年度の最終申請期限である4月9日(当日消印有効)を過ぎた場合、申請ができませんのでご注意ください。

